指定（介護予防）訪問看護

重要事項説明書・契約書・加算説明書

【訪問看護ルグラン福住】

〔TEL　011-376-1790〕

指　定　（　介　護　予　防　）訪　問　看　護

【2026年11月1日現在】

ワンダーストレージ株式会社

【訪問看護ルグラン福住】

重要事項説明書

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条及び厚生省令第80号第5条に基づいて、契約を締結する前に事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり
説明させていただきます。

１.事業者概要

事業者名称	ワンダーストレージ株式会社
所在地	札幌市豊平区月寒西1丁目11丁目3-10
代表者	代表取締役　佐藤　菜々枝
電話番号	011-376-1790

２.事業所概要

事業所名称	訪問看護ルグラン福住
所在地	札幌市豊平区月寒西1条11丁目3-10
管理者	前田　純子
電話番号	011-376-5370
メールアドレス	j.maeda@uruoi-gp.jp
介護保険事業所番号	0160592416

３.事業の目的と運営方針

事業の目的：

・ワンダーストレージ株式会社が開設する指定訪問看護ステーション訪問看護ルグラン福住は、介護保険法の趣旨に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的としています。

　また、医療保険訪問看護の実施にあたっては、健康保険法の趣旨に従い、かかりつけの医師の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援することを目的としています。

運営方針：

・訪問看護ルグラン福住は、利用者が要支援及び要介護状態になった場合においても可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。

・訪問看護ルグラン福住は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者の療養上妥当適切に医療保険

訪問看護を行い、日常生活の充実に資するようにするとともに、漫然かつ画一的なものとならないよう、療養上の目標を設定し、計画的に行います。

・訪問看護ルグラン福住は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めます。

・訪問看護の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4.職員体制及び職務の内容

職員体制

管理者　　１名
看護職員等　３名以上
理学療法士　１名

職務の内容

管理者

・事業所の運営・管理
・指定訪問看護に係る利用者の管理及び従業者の管理
・指定訪問看護の利用の申し込みに係る調整
・医療機関・居宅介護支援事業者との連携及び会議等への出席
・指定訪問看護業務の実施状況の把握と事業の運営
・従業者に対しての運営基準の指導・指揮命令
・介護給付費・医療療養費等の請求事務
・関係機関との通信連絡事務
・訪問看護事業における書類の確認及び保管・管理

看護師等

・訪問看護計画等に基づく指定訪問看護の実施
・利用者状態の把握と関係する医療機関・介護サービス事業所等との連携

5.営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（１２/３０～１/３を除く）
営業時間	午前９時００分～午後６時００分
サービス提供時間	２４時間３６５日

※ 緊急時訪問看護加算、２４時間対応体制加算同意利用者に対しては、２４時間体制にて電話でのご相談及び緊急時訪問をします。

6.通常の事業の実施地域

札幌市内全域

7.提供するサービス

（1）サービス提供にあたっては、要介護状態及び要支援状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態

となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。

（2）主治の医師の指示及び利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画等に基づき、利用者の意向や心身の状況、その置かれている環境等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。

（3）サービスの提供は、懇切丁寧に行い、わかりやすいよう説明します。なお、ご不明な点につきましては、担当訪問看護師又は管理者にご遠慮なく質問してください。

（4）サービス提供にあたっては、（介護予防・医療保険）訪問看護計画書に基づき、利用者の機能の維持・回復を図るよう適切に実施いたします。

（5）提供した訪問看護に関しては、適切に訪問看護記録等に必要な事項を記載します。

（6）訪問看護の提供開始に際しては、主治医の文書による指示に従います。

（7）当事業所は、主治医に対し、（介護予防・医療保険）訪問看護計画書及び（介護予防・医療保険）訪問看護報告書を提出します。

（8）保険適用外訪問看護の提供にあたっては、別紙に定める保険適用外訪問看護実施要領に基づき、適切にサービスを提供します。

（9）定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携により訪問看護サービスを提供する場合は、主治医の指示及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の状況に応じたサービスを提供します。また、連携する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と必要な情報を共有し、適切なサービス提供に努めます。

・症状、心身の状況の観察と健康管理 ・清拭、洗髪等による清潔の保持 ・褥瘡の予防・処置、カテーテル等の管理 ・リハビリテーション ・その他医師の指示による診療の補助	・ターミナルケア（介護予防訪問看護での提供はありません。） ・認知症患者の看護 ・療養生活や介護方法の指導・助言 ・食事、排泄等日常生活の世話

8.看護職員の禁止行為

看護職員は、サービス提供にあたって、次の行為は行いません。

（1） 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

（2） 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

（3） 利用者の同居家族に対するサービス提供

（4） 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

（5） 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（生命や身体保護の為、緊急やむを得ない場合を除く）

（6） その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

9.利用料金

●介護保険サービス利用の場合（下記の表は1回当たりの自己負担（1割負担）です。利用料金は負担割合証に記載された給付率によります。）

		サービス提供時間	利用料金（ ）は准看護師の場合
介護保険	基本的な	20分未満の場合	321円（289円）

		20 分以上 30 分未満の場合		481 円（433 円）
		30 分以上 60 分未満の場合		841 円（756 円）
		60 分以上 90 分未満の場合		1,152 円（1,036 円）
		理学療法士等による訪問 1 日 20 分		301 円
		1 日 40 分		542 円
		1 日 60 分		813 円
	その他の利用料	サービス種別	金額	備考
		初回加算（Ⅰ）※退院日	358 円	月額（初回利用月）
		初回加算（Ⅱ）※退院日以外	307 円	月額（初回利用月）
		処遇改善加算	1.8%	所定単位数に加算率を乗じて算定
		緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	613 円	月額※看護業務の負担軽減体制あり
		緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	586 円	月額
		退院時共同指導加算	613 円	退院(所)につき 1 回又は 2 回、初回加算と併算定不可
		特別管理加算（Ⅰ）	511 円	月額 （特別な管理が必要な利用者に対して）
		特別管理加算（Ⅱ）	256 円	
		夜間加算・早朝加算	25%増	夜間(午後 6 時~午後 10 時まで)/早朝(午前 6 時~午前 8 時まで)
		深夜加算	50%増	深夜(午後 10 時～午前 6 時まで)
		複数名訪問加算（Ⅰ） (30 分未満)	260 円	両名とも看護師の場合
		複数名訪問加算（Ⅰ） (30 分以上)	411 円	
		複数名訪問加算（Ⅱ） (30 分未満)	206 円	一人が看護師等同時に訪問する一人が看護補助者の場合
		複数名訪問加算（Ⅱ） (30 分以上)	324 円	
		ターミナルケア加算	2,553 円	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合
介護保険 介護予防 医療保険 保険適用外（自費） サービス 自己負担金		・通常の事業の実施地域（札幌市内）外へ出向いての訪問看護、通常の事業の実施地域を越えてから、片道 1 ㎞あたり 20 円になります。 ・ご希望によりエンゼルケアを実施します。衛生物品材料費として 5,000 円になります。 ・主治医が必要と認めた保険適用外の指示のある医療行為、病院受診の診察時の同行や付き添い、入退院支援、その他の外出、利用者宅においての見守り支援などは全額自費サービスになり、1 回 5 分以内毎日訪問は月額 8,000 円、臨時等での訪問 1 回あたり 5 分以内は 300 円、 1 回 15 分以内毎日訪問は月額 25,000 円、臨時等での訪問 1 回あたり 15 分以内は 1,000 円、 1 回 30 分以内毎日訪問は月額 50,000 円、臨時等での訪問 1 回あたり 30 分以内は 2,500 円、臨時等での訪問 1 回あたり 60 分以内は 5,000 円、臨時等での訪問 1 回あたり 90 分以内は 8,000 円となります。（「保険適用外サービス利用の場合」を参照） ・上記以外のサービスについては、随時ご相談してください。		

※介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご利用者のご負担となります。

※同一建物減算（集合住宅減算）

減算の種類	単位数
同一敷地内建物等以外の同一建物で、1 月あたりの利用者が 20 人以上居住する建物の場合	90／100
同一敷地内建物等（下記の場合を除く）	90／100
同一敷地内建物等で 1 月あたりの利用者が 50 人以上居住する建物の場合	85／100

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を提供する場合
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所「ケアサポートうるおい元町」と連携して訪問看護サービスを提供する場合、以下の料金が適用されます。

サービス種別	単位数（月額）	1 割負担額の目安
定期巡回訪看	2,961/月	3,023 円
定期巡回訪看・要介護 5	3,761/月	3,840 円
定期巡回訪看・准看護師による訪問	2,902/月	2,962 円
定期巡回訪看・准看護師による訪問・要介護 5	3,702/月	3,779 円

※上記は基本報酬に基づく目安額です。札幌市の地域区分（7 級地・1 単位 10.21 円）で計算しています。
※2 割負担・3 割負担の方は、負担割合に応じた金額となります。また、算定する加算や減算等により、実際の利用者負担額が異なる場合があります。
※本料金は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携により訪問看護サービスを利用する場合に適用されます。通常の訪問看護サービスを利用する場合は、通常の訪問看護料金表が適用されます。
※訪問看護に係る利用料金は訪問看護ルグラン福住から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用料金はケアサポートうるおい元町から、それぞれ別途請求されます。

●介護予防サービス利用の場合（下記の表は１回当たりの自己負担（１割負担）です。利用料金は負担割合証に記載された給付率によります。）

		サービス提供時間	利用料金（　）は准看護師の場合
介護予防対象 一割自己負担	基本的な利用料	20 分未満の場合	310 円（279 円）
		20 分以上 30 分未満の場合	461 円（415 円）
		30 分以上 60 分未満の場合	811 円（730 円）
		60 分以上 90 分未満の場合	1,113 円（1002 円）

		理学療法士等による訪問 1 日 20 分			290 円
		1 日 40 分			290 円
		1 日 60 分			435 円
	その他の利用料	サービス種別		金額	備考
		初回加算（Ⅰ）※退院日		358 円	月額（初回利用月）
		初回加算（Ⅱ）※退院日以外		307 円	月額（初回利用月）
		処遇改善加算		1.8%	所定単位数に加算率を乗じて算定
		緊急時訪問看護加算（Ⅰ）		613 円	月額※看護業務の負担軽減体制あり
		緊急時訪問看護加算（Ⅱ）		586 円	月額
		退院時共同指導加算		613 円	退院(所)につき 1 回又は 2 回、初回加算と併算定不可
		特別管理加算（Ⅰ）		511 円	月額　(特別な管理が必要な利用者に対して)
		特別管理加算（Ⅱ）		256 円	
		夜間加算・早朝加算		25%増	夜間(午後 6 時~午後 10 時まで)/早朝(午前 6 時~午前 8 時まで)
		深夜加算		50%増	深夜(午後 10 時～午前 6 時まで)
		複数名訪問加算（Ⅰ）	(30 分未満)	260 円	両名とも看護師の場合
			(30 分以上)	411 円	
		複数名訪問加算（Ⅱ）	(30 分未満)	206 円	一人が看護師等同時に訪問する一人が看護補助者の場合
			(30 分以上)	324 円	

●医療保険サービス利用の場合　(利用料金は保険証等に記載された給付率によります。)

	サービス種別		利用料金（　）は准看護師の場合
医療保険対象自己負担額	訪問看護基本療養費（Ⅰ）イ	週 3 日まで	5,550 円
		週 4 日以降	6,550 円
	訪問看護基本療養費（Ⅰ）ロ	週 3 日まで	5,050 円
		週 4 日以降	6,050 円
	訪問看護基本療養費（Ⅰ）ハ		12,850 円
	訪問看護基本療養費（Ⅰ）ニ	週 3 日まで	5,550 円
		週 4 日以降	5,550 円
	訪問看護基本療養費（Ⅱ）イ	同一日に 2 人まで週 3 日目まで	5,550 円
		同一日に 2 人まで週 4 日以降	6,550 円
		同一日に 3 人以上週 3 日目まで	2,780 円
		同一日に 3 人以上週 4 日目以降	3,280 円
	訪問看護基本療養費（Ⅱ）ロ	同一日に 2 人まで週 3 日目まで	5,050 円
		同一日に 2 人まで週 4 日以降	6,050 円
		同一日に 3 人以上週 3 日目まで	2,530 円
		同一日に 3 人以上週 4 日目以降	3,030 円
	訪問看護基本療養費（Ⅱ）ハ		12,850 円

	訪問看護基本療養費（Ⅱ）ニ		同一日に2人まで週3日目まで	5,550円
			同一日に2人まで週4日以降	5,550円
			同一日に3人以上週3日目まで	2,780円
			同一日に3人以上週4日目以降	2,780円
	訪問看護基本療養費（Ⅲ）			8,500円
	精神科訪問看護基本療養費		週3日目まで30分以上	5,550円
			週3日目まで30分以未満	4,250円
			週4日目以降30分以上	6,550円
			週4日目以降30分未満	5,100円
	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）		月1回	780円
	管理療養費	月の初回の訪問日	機能強化型以外	7,670円
			機能強化型1	13,230円
			機能強化型2	10,030円
			機能強化型3	8,700円
		月の2日目以降の訪問日	訪問看護管理療養費1	3,000円
			訪問看護管理療養費2	2,500円
	24時間対応体制加算	※看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合		6,800円
		※上記以外の場合		6,520円
	特別管理加算			2,500円/月
		重症度等の高い利用者の場合		5,000円/月
	退院時共同指導加算			8,000円/回
	特別管理指導加算			2,000円/回
	退院支援指導加算	※厚生労働省が定める長時間の訪問の場合		8,400円/回
		※上記以外の場合		6,000円/回
	在宅患者連携指導加算			3,000円/月
	ターミナルケア療養費1			25,000円
	ターミナルケア療養費2			10,000円
	夜間訪問看護加算(午後6時～午後10時まで) 早朝訪問看護加算(午前6時～午前8時まで)			2,100円
	深夜訪問看護加算(午後10時～午前6時まで)			4,200円
	難病等複数回訪問加算 1日に2回訪問した場合		2人以下	4,500円/1日
			3人以上	4,000円/1日
	難病等複数回訪問加算 1日に3回訪問した場合		2人以下	8,000円/1日
			3人以上	7,200円/1日
	緊急訪問看護加算		月14日目まで	2,650円/日

		月 15 日目以降	2,000 円/日
	長時間訪問看護加算		5,200 円/日
	複数名訪問看護加算 (訪問する職員の職種により料金が異なります)		4,500 円 / 3,800 円 / 3,000 円
	精神科複数回訪問加算（1 日 2 回）	同一建物内１人又は２人	4,500 円
	精神科複数回訪問加算（1 日 2 回）	同一建物内３人以上９人以下	4,000 円
	精神科複数回訪問加算（1 日 3 回以上）	同一建物内１人又は２人	8,000 円
	訪問看護情報提供療養費 1・2・3（1 月につき）		1,500 円
	包括型訪問看護療養費 （単一建物居住 20 人未満）	30 分以上 60 分未満	7,010 円
		60 分以上 90 分未満	11,010 円
		90 分以上	14,010 円
		90 分以上（大臣が定める）	15,510 円
	包括型訪問看護療養費 （単一建物居住 20 人以上 50 人未満）	30 分以上 60 分未満	6,310 円
		60 分以上 90 分未満	9,910 円
		90 分以上	13,730 円
		90 分以上（大臣が定める）	15,200 円

※その他適応となる加算については、適時説明・同意をいただきます。

※同一建物居住者の基本療養費

基本療養費の種類	対象人数・回数・提供時間	算定料
訪問看護基本療養費（Ⅱ）イ	同一日に 2 人・週 3 日目まで	5,550 円/1 日
	同一日に 2 人・週 4 日目以降	6,550 円/1 日
	同一日に 3 人以上・週 3 日目まで	2,780 円/1 日
	同一日に 3 人以上・週 4 日目以降	3,280 円/1 日
訪問看護基本療養費（Ⅱ）ロ	同一日に 2 人・週 3 日目まで	5,050 円/1 日
	同一日に 2 人・週 4 日目以降	6,050 円/1 日
	同一日に 3 人以上・週 3 日目まで	2,530 円/1 日
	同一日に 3 人以上・週 4 日目以降	3,030 円/1 日

加算説明書

○初回加算（初回訪問時）

過去 2 か月間に訪問看護の利用がなく、新たに訪問看護計画書作成した利用者に対して初回に訪問入った際に算定（介護保険の場合は退院時共同指導加算と同時に算定できない）

○緊急時訪問看護加算（月に 1 回）

訪問看護ステーションが利用者様やそのご家族様からの電話連絡や相談に常時対応でき、必要に応じて緊急時の訪問を行う体制の場合算定

○退院時共同指導加算（初回訪問時）

訪問看護看護師が病病院等の医師と共同して、退院・退所後の在宅療養ついて日カンファレンスを行った場合に算定（介護保険の場合は初回加算と同時に算定できない）

○特別管理加算（月 1 回）

在宅酸素や点滴管理など医療的な管理が求められる利用者様に対して、適切な処置・管理を行っている場合に算定

○複数名訪問加算（訪問時）

1 人で看護を行うことが困難な利用者様に対して同時に復命で訪問した際に算定

（身体的理由、暴力行為、迷惑行為、またこれに準ずる状況と認められる場合）

○ターミナルケア加算（訪問時）

主治医と連携し終末期の計画と支援体制について利用者とその家族に説明・同意を得て、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上の看取り看護を行った場合に算定

○訪問看護基本療養費（訪問時）

同じ日に同じ建物内の居住者である利用者様に対して訪問看護サービスを提供した場合に算定

○24 時間対応体制加算（月 1 回）

訪問看護ステーションが利用者様やそのご家族様からの電話連絡や相談に常時対応でき、必要に応じて緊急時の訪問を行う体制の場合算定

○長時間訪問看護加算（訪問時）

特別管理加算の対象となる利用者様に対して 1 時間 30 分を超えて訪問看護を提供する場合に算定

○難病等複数回訪問看護加算（訪問時）

難病等の利用者に 1 日に複数回の訪問看護を行う場合に算定

○緊急訪問看護加算（訪問時）

利用者やその家族の求めに応じて、診療所、在宅療養支援の指示に基づいて定期的な計画に含まれない訪問看護を提供する場合に算定

○ベースアップ評価料

看護職員等の処遇改善を目的として算定するもので、安定したサービス提供体制の確保につなげるための評価料です。

○精神科複数回訪問加算

精神科訪問看護において、利用者様の状態や必要性に応じて、1日に複数回訪問を行った場合に加算されます。

○包括型訪問看護療養費

利用者様の状態に応じて、必要な訪問看護サービスを包括的に提供するための費用です。

１０.衛生管理

（１）看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

（２）事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

１１.記録等の管理

（１）事業所は、指定訪問看護に係る計画書や記録等を、適切に管理・保管します。

（２）利用者又は家族等は、事業所に対して保存されるサービス提供に係る記録等の開示を請求することができます。

１２.利用料の支払について

契約者は、別紙に定める利用料金等を基に計算された月毎の合計金額を下記いずれかの方法及び期限までにお支払いください。

（１）現金での支払い　翌月末日まで

（２）指定口座への振込み　翌月末日まで

（３）指定口座からの自動振替　毎月５日（前々月の利用料）

１３.利用の中止、変更、追加

（１）利用予定日の前に、ご利用者の都合によりサービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業所に申し出てください。

（２）サービスの利用の変更・追加の申し出に対して事業所及び訪問看護師の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能期間又は日時を利用者に提示して協議します。

１４．サービス実施時の留意事項

（１）定められた業務以外の禁止

訪問看護サービスの利用にあたり、ご利用者は本書面に記載されているサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。

（２）訪問看護サービスの実施に関する指示・命令

訪問看護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業所が行います。但し、事業所は訪問看護サービスの実施にあたってご利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

（３）備品等の使用

訪問看護サービスの実施のために使用する水道・ガス・電気・電話代・介護用品・衛生管理用品等の費用は利用者の負担となります。

１５．事故発生時における対応について

（１）事業所の従業者は、サービスの提供中に事故が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに管理者へ報告のうえ利用者の家族へ連絡を取り、必要に応じて主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

（２）管理者は、市区町村、利用者に係る介護支援事業者等関係機関に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

（３）サービス提供中に事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

（４）利用者に対する指定訪問看護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

１６．緊急時における対応方法について

（１）指定（介護予防）訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。

主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

（２）利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市区町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

（３）利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

１７．苦情処理体制について

当事業所では、居宅基準第７４条の規定により、利用者からの苦情に適切に対応するため以下の体制を整えています。

（１） 苦情解決責任者、苦情受付担当者について

○苦情受付担当者（窓口）	訪問看護ルグラン福住 管理者　　前田　純子　又は　訪問看護師
○苦情解決責任者	管理者　　前田　純子
○事業所連絡先	０１１－３７６―５３７０
○受付時間	原則月曜日～金曜日　９：００～１８：００ 電話受付は 24 時間 365 日

（２） 苦情解決の方法

苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者は、受け付けた苦情を苦情解決責任者に報告します。

苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。

その他の相談窓口

当事業所で解決できない苦情等は、他の介護事業者等に申し立てることができます。

介護（予防）サービス計画を作成した居宅介護支援事業所・地域包括支援センター

高齢者・障がい者生活あんしん支援センター（０１１－６３２－０５５０）

お住いの地域の各区役所介護保険・保健福祉・保険年金課

北海道国民健康保険団体連合会〔企画・苦情係〕（０１１－２３１－５１７５）

札幌市市役所介護保険課（０１１－２１１－２９７２）

１８.虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

サービス提供中に、当事業所従業者又は養護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村等、関係機関に通報します。

１９.身分証の携行義務

訪問時、訪問看護師は常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者またはその家族等から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

２０.利用料金及び具体的なサービス内容（介護保険（介護予防）、医療保険、保険外）

「指定（介護予防）訪問看護重要事項説明書別紙」をご参照ください。

２１． 第三者による評価の実施状況

実施しておりません。

付則

この要領は、2025 年 8 月 1 日から施行する。

この要領は、2026 年 3 月 1 日から施行する。

この要領は、2026 年 6 月 1 日から施行する。

この要領は、2026 年 8 月 1 日から施行する。

この要領は、2026 年 11 月 1 日から施行する。

保険適用外訪問看護実施要領

(目的)

この要領は、ワンダーストレージ株式会社が開設する指定訪問看護ステーション訪問看護ルグラン福住が定める運営規程に基づく事業を実施するにあたり、保険適用外訪問看護（介護保険法の規定による（居宅・介護予防）サービス介護給付費の支給、又は健康保険法の規定による訪問看護療養費の支給（以下「保険給付」という。）が適用されない訪問看護等をいう。以下同じ。）を提供する必要が生じた場合の適正な取り扱いを確保することを目的とする。

(運営規程の準用)

この要領で特に定めるもののほか、保険適用外訪問看護の提供にあたっては、運営規程の定めを準用する。

(保険適用外訪問看護の提供)

保険適用外訪問看護は、次の場合に提供する。

（１）健康保険法の保険給付による訪問看護を利用している者が、その保険給付を超える訪問看護の利用を希望した場合

（２）居宅以外の場所で訪問看護の利用を希望した場合

（３）保険給付が適用されないサービスの提供を希望した場合

(サービスの内容)

保険適用外訪問看護のサービスの内容は、運営規程第８条各号に定めるものを含め、次のとおりとする。

（１） 主治医が必要と認めた保険適用外の指示のある医療行為

（２） 病院受診の診察時の同行や付き添い、入退院支援、その他の外出

（３） 利用者宅においての見守り支援

（４） エンゼルケア

(契約の締結等)

１．保険適用外訪問看護の提供にあたっては、訪問看護の利用契約を締結する。

２．すでに訪問看護利用契約を締結している場合であって、現に提供しているサービスに加えて保険適用外訪問看護を提供する場合は、新たに「保険適用外訪問看護同意書」を取得し、契約書に添付する。

３．死後の処置の希望があった場合には、「保険適用外訪問看護同意書」は不要とする。

(医師に指示及び報告)

１．保険適用外訪問看護の開始にあたり、保健師助産師看護師法に基づき「療養上の世話」「診療の補助」等については、医師から保険適用外訪問看護指示書の交付を受ける。

２．自宅以外で訪問看護を提供する場合は、医師に了解を得る。

３．同訪問看護を実施した後は、医師にその結果を報告する。
４．保険適用外訪問看護指示書の有効期限は指示期間内とする。ただし、指示期間の記載がない場合は、発行日から６か月間とする。

（看護計画の作成、交付及び看護記録の作成）
１．保険適用外訪問看護の実施に際しては、状況に応じて訪問看護計画書を作成し、その内容を利用者及び家族に説明の上交付する。
２．同訪問看護を実施した後は、訪問看護記録を作成し保管する。
３．同訪問看護に係る記録等の保管期限は、その完結の日から５年間とする。

●保険適用外サービス利用の場合

消費税課税・全額自己負担	保険適用外訪問看護	サービス提供時間（8：00～18：00）	利用料金
		5 分未満の場合	300 円/回　　8,000 円/月
		15 分未満の場合	1,000 円/回　　25,000 円/月
		30 分未満の場合	2,500 円/回　　50,000 円/月
		60 分未満の場合	5,000 円/回
		90 分未満の場合	8,000 円
		上記訪問看護を居宅以外で実施する場合	利用料金
		訪問看護師の交通費及び宿泊費	実費負担
		エンゼルケア	利用料金
		衛生物品材料費として	5,000 円

※上記料金は、当事業所の看護師が 24 時間常駐している拠点において実施する保険適用外訪問看護の利用料金です。

●看護師常駐拠点以外への保険適用外訪問看護

消費税課税・全額自己負担	保険適用外訪問看護	サービス提供時間（8：00～18：00）	利用料金
		5 分未満の場合	800 円/回
		15 分未満の場合	2,125 円/回
		30 分未満の場合	4,250 円/回
		60 分未満の場合	8,500 円/回
		90 分未満の場合	12,000 円
		上記訪問看護を居宅以外で実施する場合	利用料金
		訪問看護師の交通費及び宿泊費	実費負担
		エンゼルケア	利用料金
		衛生物品材料費として	5,000 円

※看護師が 24 時間常駐していない施設又は居宅等へ訪問して実施する保険適用外訪問看護については、上記料金を適用します。

指定（介護予防）訪問看護サービス利用契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「契約者という。」と訪問看護ルグラン福住（以下「事業所」という。）は、契約者が事業所から提供される指定（介護予防）訪問看護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第１条（契約の目的）

事業者は、介護保険法令及び後期高齢者医療制度等の関係法令等の趣旨に従い、契約者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営み、適切な在宅療養ができるように支援することを目的として、また、療養上の世話または診療の補助をその内容とした訪問看護サービスを提供することを目的として、利用者が合意した居宅サービス計画（ケアプラン）及び（介護予防・医療保険）訪問看護計画書（以下「訪問看護計画書等」という。）に沿って契約者の生活を援助し必要な看護を行います。

第２条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から、利用者の終了意思表示をされるまでの期間とします。但し、第１４条～第１７条に定める契約の終了行為があった場合は、その定める日までとします。

第３条（保険給付対象サービス等）

事業所は、利用者に対し、主治医の指示及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の状況に応じた訪問看護サービスを提供します。

サービスの提供形態は、通常の訪問看護サービス及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携により提供する訪問看護サービスとし、利用者の利用形態に応じて適切なサービスを提供します。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携によりサービスを提供する場合は、連携する事業所と必要な情報を共有し、関係法令及び連携体制に基づき、適切なサービス提供に努めます。

サービスの具体的な内容及び利用料金については、重要事項説明書に定めるとおりとします。

第４条（保険給付等対象外サービス）

事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付及び訪問看護療養費対象外サービスとして、重要事項説明書に示されたサービスを提供するものとします。

２　前項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。

第５条（サービスの実施）

サービスの実施は契約者の主治医の（介護予防・医療保険）訪問看護指示書・特別訪問看護指示書に基づき、契約者と合意の上で作成した訪問看護計画書等及び居宅サービス計画（ケアプラン）に従って行うものとします。契約者は第３条及び第４条で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

2　指定訪問看護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は指定（介護予防）訪問看護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

3　契約者は、指定（介護予防）訪問看護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）を無償で提供し、訪問看護師が事業所に連絡する場合の電話等の使用を承諾するものとします。

第６条（サービス利用料金の支払い）

契約者は、第３条及び第４条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金を事業者に支払うものとします。

2　前項に定めるサービス利用料金は１ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月末日までに支払うものとします。

3　定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携により訪問看護サービスを提供する場合の利用料金についても、重要事項説明書に定める料金を適用します。なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスに係る利用料金は、当該サービスを提供する事業所から別途請求されます。

第７条（利用の中止、変更、追加）

契約者は、利用期日前において、指定（介護予防）訪問看護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出るものとします。

2　事業者は、第１項に基づく契約者からのサービス利用の変更・申し出に対して、利用人員や訪問看護師の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。

第８条（利用料金の変更）

第６条第１項に定めるサービス利用料金について、介護給付費や療養費体系の変更があった場合、又は、経済状態の著しい変化その他やむを得ない事由が有る場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

2　契約者は、前項の変更に同意できない場合には本契約を解約することができます。

第９条（事業者及びサービス従事者の義務）

事業者及び訪問看護師は、サービスの提供にあたって契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

2　事業者は、サービス実施日において、訪問看護師により契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、契約者又はその家族から等の聴取・確認の上で指定（介護予防）訪問看護サービスを実施するものとします。

3　事業者は、サービスの提供にあたって、常に契約者の主治医との連携を図り、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。

4　事業者は、契約者に対する指定（介護予防）訪問看護サービスの実施について記録を作成し、適切に保管の上、契約者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付する

ものとします。

第１０条（個人情報保護）

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、介護サービス提供の実施に当たっては、個人の権利・利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行うものとします。

２　事業者は、利用者又はその家族の個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な方法により収集するものとします。

３　事業者は、利用者又はその家族の個人情報を取扱うに当たっては、利用者又はその家族に対してその利用目的を明確にするとともに、個人情報の取り扱いに関する相談窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとします。

４　事業者は、事業所に勤務する従業者に対して、在職中及び退職後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を遵守させるものとします。

第１１条（損害賠償責任）

事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第１０条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌（しんしゃく）して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

２　事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第１２条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償を免れます。

２　契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

３　契約者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

４　契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合

５　契約者が、事業者及びサービス従業者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

第１３条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施が出来なくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第１４条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

（１）契約者が死亡した場合

（２）要介護認定により契約者の心身の状況が、自立と判定された場合

（３）事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

（４）事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

（５）第１５条～第１７条に基づき本契約が解約又は解除された場合

２　事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第１５条（契約者からの中途解約）

契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解除することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の７日前までに事業者に通知するものとします。

２　契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

（１） 第８条第２項により本契約を解約する場合

（２） 契約者が、入院または介護保険施設に入所した場合

（３） 契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第１６条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

（１）事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める訪問看護サービスを実施しない場合

（２）事業者もしくはサービス従事者が第１０条に定める守秘義務に違反した場合

（３）事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第１７条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

（１）契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（２）契約者により第６条に定めるサービス利用料金の支払いが３ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

（３）契約者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従業者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第１８条（契約の一部が解約又は解除された場合における関連条項の失効）

第１５条～第１７条により、本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失うものとします。

第１９条（清算）

第１４条第１項第二号～第五号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務その他事業者に対する義務を負担しているときは、契約終了日から１週間以内に清算するものとします。

第２０条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第２１条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他の諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意を持って協議するものとします。

訪問看護サービスに係る加算について

担当スタッフより上記の説明を受け、同意・了承いただける項目に✓の記入をお願いします。

□重要事項説明書の説明を受け、内容に同意します。

□契約内容を確認し、当事業所との契約を行います。

□初回加算に同意します。

□サービス内容に応じて緊急時訪問看護加算が発生することを同意します。

□退院・退所後の退院時共同指導が発生することを同意します。

□サービス内容に応じて特別管理加算が発生することを同意します。

□サービス内容に応じてターミナルケア加算が発生することを同意します。

□サービス内容に応じて複数名訪問加算が発生することを同意します。

□サービス内容に応じて訪問看護基本療養費が発生することを同意します。

□サービス内容に応じて精神科訪問看護基本療養費が発生することを同意します。

□サービス内容に応じて 24 時間対応体制加算が発生することを同意します。

□サービス内容に応じて長時間訪問看護加算が発生することを同意します。

□サービス内容に応じて精神科複数回訪問加算が発生することを同意します。

□サービス内容に応じて難病等複数回訪問看護加算が発生することを同意します。

□サービス内容に応じて緊急訪問看護加算が発生することを同意します。

□サービス内容に応じて包括型訪問看護療養費が発生することを同意します。

□ベースアップ評価料に同意します。

訪問看護の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項・契約書・加算の説明を行いました。

訪問看護ルグラン福住　（職位：　　）　　㊞

上記の契約ならびに重要事項説明書及び個人情報の運用規定に同意したことを証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

年　　月　　日

指定訪問看護事業者　住　　所　札幌市豊平区月寒西1条11丁目3-10
法 人 名　ワンダーストレージ株式会社
代 表 者　代表取締役　佐藤　菜々枝
事業所名　訪問看護ルグラン福住
管 理 者　前田　純子　　㊞

契　　約　　者　住　　所

氏　　名　　㊞

代　　理　　人　住　　所

氏　　名　　㊞
（続柄　　）

訪問看護ルグラン福住

緊急時連絡先

利用者氏名：　　様

24 時間 365 日、いつでも連絡先に

●連絡先●

011-376-5370

緊急時にご利用してください。

〒062-0021　札幌市豊平区月寒西 1 条 11 丁目 3-10

訪問看護ルグラン福住